

別表（第5条関係）

区分	補助の対象	補助率・額	限度額
①土地取得費補助金	土地取得費のうち、土地売買契約書に記載された額で、診療所の開設又は既存施設の拡張若しくは既存施設を継続させるための医師交代を行う場合	土地取得価格の100分の50の額	①～③をあわせて4,700万円
②建物取得費等補助金	建物取得費又は建物工事費のうち、建物売買契約書又は建物建設工事契約書に記載された額	建物取得価格の100分の50の額	
③医療機器等取得費補助金	購入した医療機器等の売買契約書に記載された額	医療機器等取得価格の100分の50の額	
④建物取得費等補助金特例加算分	建物取得費等補助金の対象となる建物の取得において、その建築工事又は改修工事を市の入札参加資格者名簿に記載があり、主たる営業所が市内にある建設業を営む者が施工する場合	建物取得額から建物取得費等補助金を減じた額の100分の50の額	300万円
⑤榛原総合病院勤務加算分	医師等が榛原総合病院に3年以上勤務した後に新たに診療所等を開設する場合	1,000万円	1,000万円